

要 保 存

P T A 規 約

(令和4年 5月 17日 改訂版)



横浜市立茅ヶ崎台小学校PTA

P T A とは

P T A とは . . .

P a r e n t (親)

T e a c h e r (先生)

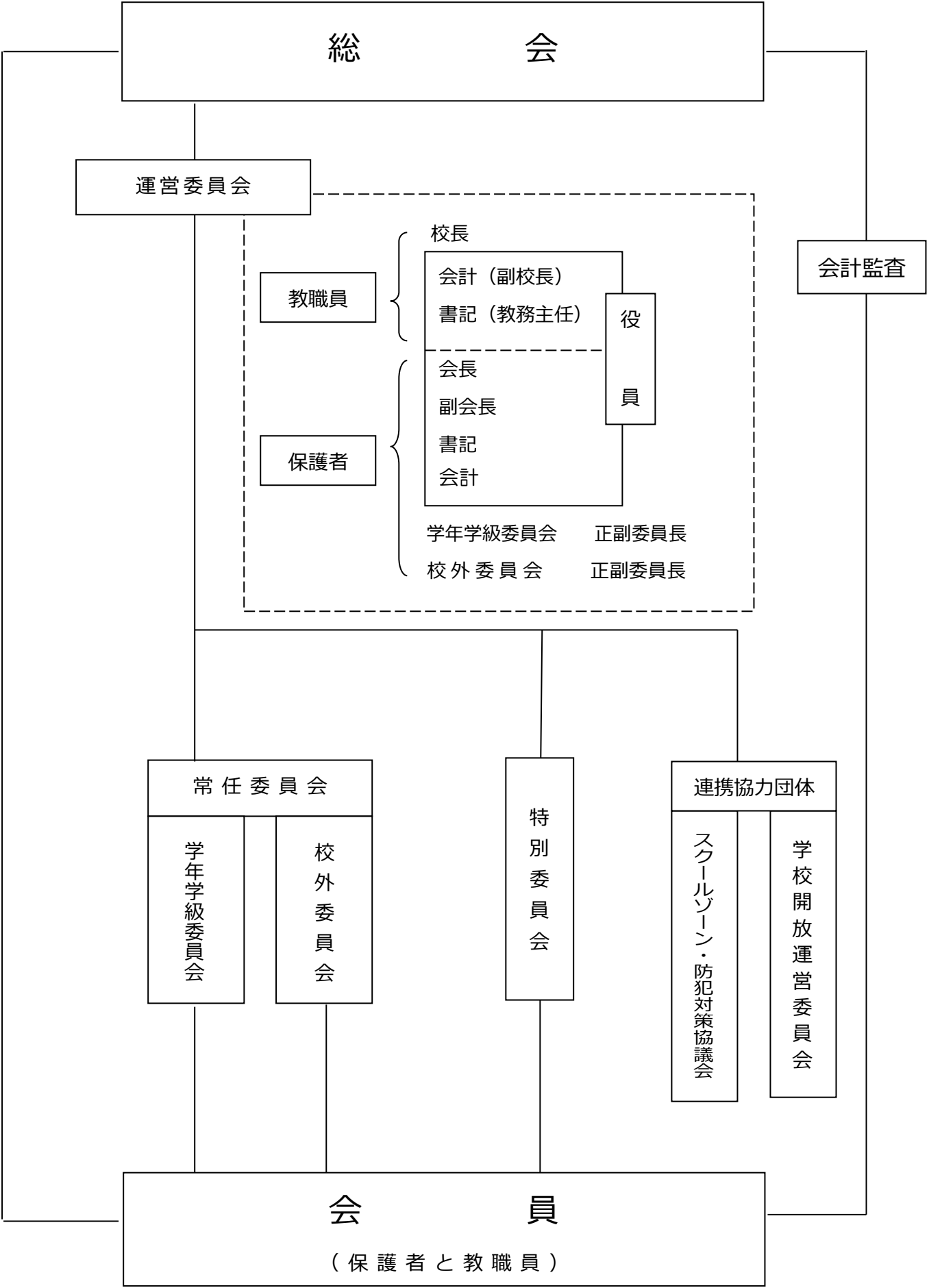
A s s o c i a t i o n (会)

の頭文字をとったもので、アメリカの一女性の呼びかけにより始まりました。

「保護者と教職員が協力して、児童の幸福と健全な成長を願う」という目的達成のために、保護者と教職員が協力して会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体です。

“子どもたちが立派に成長してほしい”と願う保護者と教職員が、力を合わせる事が大切です。

茅ヶ崎台小学校の P T A を支える会員のひとりとして、
「できることを できるときに」の気持ちで、役員・委員・スタッフとして積極的に参加し、子どもたちの笑顔のために魅力あふれる P T A をみんなで作っていきましょう！



第1章 名 称

第1条 この会は、横浜市立茅ヶ崎台小学校PTAといたします。
事務局を、横浜市立茅ヶ崎台小学校に置きます。

第2章 目 的

第2条 この会は、保護者と教職員とが話し合っ、学校と家庭と地域における児童の幸福な成長を図ることを目的とします。

第3章 方 針

第3条 この会は、次の方針に基づいて活動します。

1. 自主独立のものであって、他の団体や機関の支配干渉を受けません。
2. いかなる政党的・宗教的・営利的活動にも関与しません。
3. 学校教育向上のために意見ならびに参考資料を提出するが、学校の管理や人事に干渉しません。

第4章 会 員

第4条 この会の会員は、茅ヶ崎台小学校に在籍する児童の保護者・教職員とします。

第5章 会 計

第5条 この会の経費は、会費及びその他の収入をあてます。

1. 会費は、一世帯 月額300円とします。
2. 会員で特別な事情がある場合は、会費の一部又は全額を免除することができます。

第6条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

第7条 この会の予算・決算は、総会で承認されなければなりません。

第6章 役員及び会計監査委員

第8条 この会には、次の役員を置きます。任期は一年とし、再任を妨げません。ただし、同一役職の任期は、三年を限度とします。(会長・教職員は、この限りではありません。)

1. 会長 保護者 1名この会を代表し、会務を総括します。
2. 副会長 保護者 3名以下
会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務めます。
3. 書記 保護者 3名以下・教職員 1名
各種会合の通知を発送し、会務の記録をします。
4. 会計 保護者 2名以下・教職員 1名
経理をつかさどり、総会で報告します。
5. 但し、会長が状況に応じて必要と認めた場合は上記2～4の限りではありません。

第9条 この会に会計監査をおきます。任期は一年とし、再任は認めません。

1. 会計監査(保護者 2名) この会の経理を監査し、総会で報告します。

第10条 次年度役員および会計監査委員候補者は、三月の総会にて、運営委員会が提案します。

選出方法については、細則で定めます。

第7章 総会

第11条 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関です。

第12条 総会は会員の2分の1以上(委任状を含みます)の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。

第13条 総会は毎年、次のように開きます。

1. 定期総会(新年度開始から2ヶ月以内に開催)

- ※ 前年度の決算報告
- ※ 本年度の活動計画・予算案審議
- ※ その他必要事項

2. 三月総会

- ※ 本年度の活動報告
- ※ 次年度の役員・会計監査委員の承認
- ※ その他必要事項

3. 臨時総会

運営委員会が必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要請があった時は、臨時に総会を開くことができます。

第8章 各種委員会

第14条 この会には、次の各種委員会をおきます。

1. 常任委員会（学年学級委員会・校外委員会）
2. 運営委員会
3. 特別委員会

第15条 常任委員会は、学年学級委員会と校外委員会の二委員会とします。

1. 学年学級委員会は、学級担任と協力して学年・学級活動の企画・運営にあたります。児童の健康・安全に関することについても理解を深め、その一層の向上に努めます。
2. 校外委員会は、児童の地域における安全確保に協力します。
3. 会員の要望により、新しく委員会を設置することができます。

第16条 運営委員会は、役員・各常任委員会の正副委員長・学校長で構成し、原則として月1回の会合を開きます。

活動計画の検討、総会に提案する議案の審議・作成等を行います。

第17条 特別委員会は、総会または運営委員会で必要と認めた場合、設置することができます。

第9章 改 正

第18条 この会の規約は、総会において出席者の過半数の賛成により改正することができます。

第10章 細 則

第19条 この会の運営に関し必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定められます。

第20条 運営委員会は、細則を制定または改廃した場合には、その結果を次期総会に報告します。

付 則

この規約は、平成 7年 3月 4日より施行します。

(平成 8年 3月 2日 一部改正)

(平成10年 3月 5日 一部改正)

(平成14年 5月17日 一部改正)

(平成18年10月26日 一部改正)

(平成23年 3月 9日 第8条2～4改正)

(平成23年 3月 9日 第8条5追加)

(平成27年 5月11日 第8条一部改正)

横浜市立茅ヶ崎台小学校 P T A 細則

- 第1条 学年学級委員会は、次のとおりとします。
1. 委員は、各学級より若干名（原則として2名）選出します。
 2. 任期は、選出された日から翌年の3月31日までとします。
- 第2条 校外委員会は、次のとおりとします。
1. 委員は、地区毎に児童数に応じて、選出します。
 2. 任期は、4月1日から翌年の3月31日までとします。
- 第3条 次年度役員および会計監査委員候補者の選出方法は次のとおりとします。
1. 会長候補は、当年度運営委員会が全会員の中より選出することを原則とします。
 2. 副会長・書記・会計・校外委員長・校外副委員長・学年学級委員長・学年学級副委員長及び会計監査委員候補は、各クラス（6年生を除く）より3名以上選出（立候補含む）し、互選により決定します。
 3. PTA 役員・校外委員長・校外副委員長・学年学級委員長・学年学級副委員長の再任は妨げないが、経験者の児童が在籍している限り再任する義務はありません。ただし、校外委員・学年学級委員の選出対象になる場合があります。
- 第4条 役員及び会計監査委員の欠損については、次のとおりとします。
1. 任期中に、会長に欠損が生じた場合には、運営委員会に一任し、副会長が会長に昇格し、会員に報告します。
 2. 任期中に、他の役員に欠損が生じた場合には、運営委員会に一任し、会員に報告します。補充役員の任期は、欠損を生じた役員の残任期間とします。
 3. 任期中に、会計監査委員に欠損が生じた場合には、運営委員会に一任し、会員に報告します。補充委員の任期は、欠損を生じた委員の残任期間とします。

付 則

この細則は、平成10年4月1日より施行します。

(平成12年10月 3日 一部改正)

(平成16年 1月23日 一部改正)

(平成16年 9月22日 第4条追加改正)

(平成17年 3月15日 第3条1改正、第3条2改正)

(平成18年10月26日 一部改正)

(平成19年 2月20日 第2条2改正)

(平成20年 9月16日 第2条2改正)

(平成24年 3月 7日 第2条3削除、第3条2改正)

(平成24年11月15日 第2条2削除)

(平成27年 7月 3日 第3条2一部改正、第3条3追加)

第1条2削除

横浜市立茅ヶ崎台小学校 P T A 慶弔規定

- 第1条 本規定は、横浜市立茅ヶ崎台小学校 P T A 会員の親睦を図ることを目的としたものです。
- 第2条 本規定の実施及び会計の責任は、P T A 運営委員会が負います。これに要する費用は、原則として P T A の予算内から支出します。
- 第3条 お祝い
教職員の結婚に際しては、5,000円とします。
- 第4条 弔慰
会員及び児童が死亡したときは、香料として10,000円と花環または生花を供えます。
- 第5条 お見舞い
児童及び教職員が病気やけがで30日以上病床にあるとき、3,000円とします。
- 第6条 餞別
1. 教職員が転退職した場合は、花束を贈ります。
2. 特別の場合については、運営委員会の協議により決定します。
- 第7条 本規定に掲げていない事項については、運営委員会の協議により決定し緊急の場合は、役員間で協議して決定します。この場合、後日の運営委員会で報告し了承をえるものとします。
- 第8条 本規定は、運営委員会の過半数の賛成があったとき改正できます。

付 則

この規定は、平成 7年 3月 4日より施行します。

(平成 8年 3月 2日 一部改正)

(平成 9年 7月 4日 一部改正)

(平成12年 1月13日 一部改正)

(令和 4年 5月17日 第3条改正、第6条1改正)

茅ヶ崎台小学校 校歌

ひかり輝く

鮫田 美波 作詞
今村 行道 作曲

一、 朝日 輝く 都筑の丘に

若草映えて
ひびく歌声 いきいきと
学ぶよろこび あふれてる
豊かな心で 手をつなぎ
すすく伸びよう たくましく

二、 緑 あざやか ささぶねの道に

小鳥さえずり
かわす笑顔も なごやかに
ふれあうよろこび あふれてる
世界の仲間と わをひろげ
なかよく進もう どこまでも

きらめく瞳に 大きな希望
ひかり輝く ひかり輝く

茅ヶ崎台小学校
未来の空へ はばたこう